

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 4（情）第14号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和 4 年 2 月 25 日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

「請願書」を提出した者にとって、受理書を受取ることで、はじめて「請願書」を提出したことになります。今度、ようやく「請願書」を受理されることになりました。

（別紙添付）、令和 3 年 11 月 26 日付広島県知事湯崎英彦殿に提出した「請願書」の受理書をお願いしましたところ、出せないとのこと。

「請願者」にとって大事な受理書を出せない根拠を教えてください。（裁判所へ提出する訴状は正・副を提出して副に受付印を押印してもらいます。ご参考までに）。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 3 月 14 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 17 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

広島県知事は、「弁明書」総務第 5684 号でようやく「請願法第 5 条」に基づき広島県知事に対しても請願書を提出できるとされました。そこで、請願書の受理書を要求したところ交付できないとのことでしたので、「請願者にとって大事な受理書を出せない根拠を教えてください」という「行政文書開示請求」を令和 4 年 2 月 25 日付けで郵送しました。

この回答によりますと、広島県知事は、受理書に対して根拠となる資料もなしに受理書を交付しないと勝手に決めており、それでは、広島県民として、納得できません。

今回、なぜ、受理書を交付しないのか理由を教えてください。

- (2) 当初、広島県知事は、請願書を受理しないとしていましたが、〇〇年〇〇月〇〇日に請願書を広島県知事に対しても提出できるとしました。憲法第 16 条（請願権）を無視する根拠を示すことができなかったからです。

請願者にとって、請願書の受理書を受け取って初めて請願したことになります。

受理書の交付を求めているのは、請願者です。請願法には、請願書の受理書の交付の要求に対して、広島県知事は、受理書を交付できないとは書かれていません。「誠実に処理しなければならない。」されています。請願者の受理書の交付の要求に対して、受理書を交付しないことが、誠実に処理したことになる根拠をしめすべきです。

- (3) 同じ請願法で広島市長は、受理書を交付できるのに、広島県知事は、なぜできないのか、その根拠を示してください。

- (4) 受理書の交付の手間がかかるのであれば、裁判所へ提出する訴状のように請願者は、請願書 3 通を作成し、返信用封筒に切手を貼って同封

して広島県知事へ郵送、広島県知事は、内1通に受付印を押印して請願者へ返送すればよいことです。

- (5) 請願者が要求する請願書の受理書について、交付できないではなく、交付できる方法を明示すべきです。それが「誠実に処理しなければならない。」になります。

請願者が要求する受理書を交付できないのであれば、受理書を交付しないことが「誠実に処理しなければならない。」に該当する根拠を示すことを要求します。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請願法（昭和22年法律第13号）に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならないこととされているが（請願法第5条参照）、受理書を交付することは求められていない。

よって、審査請求人が開示を求める文書は存在しない。

- (2) 以上のとおりであるから、本件処分は、何ら違法・不当な点はなく、本件審査請求には理由はない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

請願法において、「請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。」（請願法第1条）と定められているところ、知事に対する請願については、請願法以外の法令に特段の規定はないことから、請願法の定めるところによるものである。

また、提出された請願書に対しては、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」（同法第5条）と定められているところであるが、受理の方法やその後の処理方法については、請願法では具体的に規定されておらず、当審査会において広島県の関係規定を見分したところ、受理の方法やその後の処理方法について具体的に定めた

規定を見出すことはできなかった。

以上のことから、本件請求文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

請願法第5条において、請願は誠実に処理しなければならないとされているが、請願者は、請願が受理された時点でその目的を達し、請願を受理した機関が請願の趣旨を誠実に処理すべきことを期待するにとどまると解されており、請願の受理方法等に係る手続は実施機関の判断に委ねられるものと認められる。

しかしながら、広島県には一般的な証明事務についての制度が存在しており、請願の受理の証明においても適用可能であると考えられる。実施機関においては請願制度の理解に努めるとともに、受理に係る手続について住民に対する丁寧な説明を心がけていただきたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月17日	・ 諮問を受けた。
令和6年2月28日 (令和5年度第11回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年4月24日 (令和6年度第1回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授